

古文書にみる漢文訓読特有の語法

——「不可勝（称）計」について——

三 保 忠 夫

古文書に所見する語彙・語法には、漢文訓読語を出自とするものが少なくない。のみならず、漢文訓読特有の語法といわれたものまでも散見する。

そうした語彙・語法は、しかしながら、漢文訓読の場に於ける、そのままの意味・用法、または、形態で、所見するとはかぎらない。

古文書は、日常的な書記法・文字法・常用的な表現法を背景とするようである。従って、漢文訓読の場と古文書の場という二者の間には、理解語彙と使用語彙との懸隔にも似た情況が、加えて、二者の間に於ける日本の変容が、看取されるかもしれない。

このような考察目的のもとに、本稿では、「不可勝（称）計」[△]あげてかぞふべからず[▽]という一表現法を取り上げ、私見を述べたい。

資料は、中世の文書、左記を主資料とした。

○ 竹内理三編『鎌倉遺文 古文書編』第一卷、（昭和四六年）以下、東京堂出版、

* 以下に、これを「鎌遺」と略称し、巻次・頁数を「鎌遺二・

八八」のようにして注記する。

古文書の時代的変遷と、その諸様式（様式論）とに対する配慮は、本稿では行なわない。

一

この語法は、次のようにして所見する。

- (イ) 右、正税本類式数冊七万二千四百束、除減省之遺、定奉廿四万六千百十束、明録税帳、是則一朝之轉弱百姓之依怙也、然而潤弊之民負正税不耕田疇、富勢之烟領能田以不請正税、仍為存公平、同以息利七万三千八百六十三束、率於国内力田之間、当任守元命朝臣、三箇年收納既以繁多也、輒不可勝計、所以何者、
（尾張国郡司百姓等解、第一条、永延二・十一・八、平安遺文二・四七三）（注1）

- (ロ) 加之勸徴之使、引率数多之徒類、所責取土毛、疋別米一石六五斗、布端別四五斗、自余雜物、准本物過三四倍也、何況供給裝束費、敢不可勝計、辨濟如是、非法物之間、沽却先祖之永財、

滅子孫之存命、売代夫妻之衣裳、失愛子之寒温、

(同右、第七条、同・四七六)

(イ) 右、彼園所在馬三十疋、直穀百五十石、(中略)、是則依式立

用帳帳、而當任守元命朝臣悉私用、不充把分、愁之中之為愁、莫過於斯、就中使到著之時、費在於郡司、経日之煩、不可勝計、

(同右、第十二条、同・四七八)

(ロ) 右夫馬之用途、園例有限、而或寒月或農時、不隔月無欠旬、鎖

以運上、但向京之程、郊亭過於十舍、帰園之間、雲巖阻於千里、是以稽夫爛肩、置非於朽下、役駄傷蹄、拳痛於鞍上、絶糧屈力

之日、本園難帰、枯草凍水之時、途中易驚、于時一園之内、擔夫悉盡、百姓之煩、負駄無遺、所輸貨米、夫者一石二斗、駄者二石余也、人煩獸斃、不可勝計、

(同右、第二十三条、同・四八一)

以上は、著名な「尾張園解文」に於けるものである。この「解文」は、尾張國の郡司・百姓らが、園守藤原元命の濫行横法につき、三十一ヶ条を列挙し、朝廷にその更迭を訴へ出した文書である。

(ハ)は、園守元命の三ヶ年に及ぶ不当な徵稅・搾取は、もはや無数というべきであつて容易に数えきれない、というもの。(イ)は、まして、勸徵使一行に対する慣例的な接待の費用に及んでは、とても数えきれたものではない、というもの。(ロ)は、園守が駅家の雑用を支出してないから、使がやって来た時は、郡司がその負担を荷うことになり、数日に及べばその苦勞はいよいよ甚大なものとなる、の意。(ニ)は、園守が、官物の運送ではないのに、百姓に人夫や駄馬を負担させ、かつ、非道なほどに酷使するので、人馬の疲弊や病死は、いちいち数えあげることができないぐらいに多い、というもの。

注意されるのは、どの例をとつてみても、単に、「」多くて、数えつくことができない」という意味にとどまらず、情態・程度が極めて悪いことを、強調的に表現していることである。

このような用法は、当該語法の本来的な用法そのものではない。そこで、以下には、その意味・用法、よみ方について考察する。

当該語法は、延喜年間頃には所見しているが、用例が多くなるのは中世の頃である。

以下、院政・鎌倉時代の古文書から、十例を引用する。

(1) 其後三百八十余載、專無他好、然間松永法師或時号大府贅人、動騷擾所部、不辨作畠地子并桑葉等、加之今年急就宇野御厨之辺、或称寄進負物之代、或又懸礼於桑枝、屢請彼彼厨家預專当人長、押搥桑葉、徵責作畠地子、如此遺蓋不可勝計、

(筑前國觀世音寺三綱解案、寛治三・八・十七、平安遺文四・一二五五)

(2) 令檢注地頭之処、見作百十一町百八十步、(中略)、仍有限所當、寄人擬弁濟之処、領主横破公田率法、恣段別令徵下六斗、責取之員、不可勝計者歟、

(伊賀在庁官人等連署解案、保元三・四、大日本古文書、東大寺文書六・三七〇)

(3) 右当山者、是報恩大師建立、千手觀音靈場也(中略)、爰中比園幸宮内卿藤原憲扶朝臣偏特觀音利生、仰遺跡劾驗、以件免田所被寄免寺家也、其後近來成□□當職、依被宛私用、伽藍莊嚴、既及闕愈乎、就中当寺本堂以去治承二年二月、不慮之外令燒失、住僧等非歟、不可稱計、

(備前國金山寺住僧解、元曆二・八、平安遺文八・三一八四)

(4) 其後年々未済及数千石、種々乱行不可勝計、

(八条院皇子内親王序下文、建久四・九・二三、鎌遺二・八八)

(5) 右、一天四海莫不王土、輟恩趣不能左右、但万歳初度御斗鑑、吉喜神事也、付上付下、殊可存無為之処、国司内使私心、外称御勢、神社仏、権門勢家之領、背法譴責、民愁人歎、不可称計、不忠之至、今蒙神責、

(興福寺牒狀、建久九・十一・一、鎌遺二・三三二)

(6) 而当地頭自去々年押取件新寺新田之間、修正并毎月十八日・二

季彼岸等之勤、皆以陵遲之至、不可称計、同欲停止彼押領者、

(岡白藤原家実家政所下文、建永二・十、鎌遺三・三三一)

(7) 又乱入重任私宅、致苛法之責候之条、不可勝計候、

(官使玉末次等申狀、建曆三・十・十四、鎌遺四・九一)

(8) 依行海之所望之輩之語、耽一旦妄耳言、及一堂訴訟之条、

凡矯偽之至、不可勝計、付之者所詮候、

(僧行海陳狀案、嘉祿二九、鎌遺五・四〇七)

(9) 就中国判無異儀之分、雖被下御成敗、無承引由公文訴申、狼藉

之至、不可勝計、背国命之条、何事過斯、

(周防国留守所下文、嘉禎二・四・十四、鎌遺七・二七六)

(10) 而今当地頭代行村背先例、運上麩品絹綿之間、度々難加制禁、

敢不令承引、剩致未進、又無年中之究済、其上強百姓、偏衆議、

非法張行之条、不可勝計、

(賢舜申狀案、文永三・六、鎌遺十三・一七六)

(11) 「張行」とは、表だつた違法行為である。

以前条々如此、但、不載此事書、相漏彼一篇子細等、不可勝計

且依時宜之所推、加内談、憲法可被致其沙汰、

(宗像氏事書、正和二・正・九)(注2)

これは、「宗像氏事書」の奥書で、「以前条々如此」とは、当「事書」十三箇条全体をさし、「彼一篇」とは、序文にみえる正嘉三年二月八日の「大札」である。当「事書」にも載せず、その「大札」にも漏らした事細かな点は、いちいちかぞえあげることでもできないことだ、だから、あるいは貞永式目の旨趣を守り、あるいは過去の傍例を参照し、云々、と記されている。

以上の十例、すべて「不可勝(称)計」とあるものである。これに、次の例をそえておく。

(12) 一 可被制群飲佚遊事

如格条者、嚴制殊重、剩耽好女之色、及博奕之業、此外又或号

茶寄合、或称連歌会、及莫太賭、其費難勝計者乎、

(建武式目、第二条、建武三・十一・七)(注3)

「建武式目」は、足利尊氏の政治方針であつたとされる。右は、その一条で、世上に勝手気ままな遊興が横溢し、よつて無駄の甚大なるや、数えあげることできない、といつた意味に解される。

(13) 一 諸国守護人事

(中略)。爰近年不叙用引付等之奉書、不及請文、徒涉旬月、

多累催促、愁鬱之輩不可勝計、政道之違乱、職而由斯、

(同、追加法、建武五・後七・廿九)(注3文獻、一五五頁)

こうした「要綱」の類と、これまでの古文書の類とで、文体・語彙・語法などの面に、どのような相違があるかは未勘であるが、先の十例にそえて今後の参考としたい。

さて、用字につき、その三字目は、「勝」(5)・(6)の二例以外と書くことが多いが、「称」(5)・(6)とも書き、区別されていないようである。

ともに「あげてかぞふべからず」とよみ、「全体については言いつくせない」とか、「きりがないので、(全部を) いちいち数えあげることができない」といった意味になる。

(14) 不可勝計イカレカシキ (慶長三年耶蘇会板落葉集、色葉字集、あ部)
不可勝イカレカシ 計ケイ (書言字考節用集第十一冊、言辭九上、41の7)

(15) 勝シヨウケイ (天正十五年尊朝親王筆 書狀文字抄、3ウ6)
勝計シヨウケイ (色葉字類抄)のシ部、または七部の疊字部には、「勝計」との語がなく、ア部の辞字部に次のようにある(声点・合点略)。

(16) 揚ヤウ (二十八字略) 称ケイ (十八字略) 貫クワン (前田本、卷下、三四オ・ウ)

従って、同語は和よみするのが普通であったかと考えられるのだが、(16)にみるような漢語サ変動詞としてよむことも可能である。この実例が次のものである。後掲の訓点資料の㊦や古往來の「和泉往來」の例も同様である。

(18) イマ現在大宋國・一百八十州、内外ニ・山寺アリ・人里ノ寺アリ・ソノカス・稱計スヘカラス・

(乾坤院本法眼蔵第五十三、梅花、十一丁オ) (句読点は正法寺本による) (注4)

(19) 已得度人・シカアレハ・スナハチ・シルヘシ・得度トイウハ・出家ナリ・未出家ハ・沈淪ニアリ・カナシムヘシ・オホヨソ・一代、佛説、ナカニ・出家ノ功徳ヲ・讃歎セルコト・稱計スヘカラス・

(乾坤院本法眼蔵第六十、三十七品菩提分法、十四丁オ) (句読点は同右)

右二例については、「称」を「唱」の類義とみて、「トナヘカゾフ」・「となえかぞえる」と説く人もあるが(注5)、やはり、先述のように解釈する方がよくはないか。

「不可勝(称)計」を、また、「あげてはかる……」とよむ人がある(阿部猛氏、注1文献)。

これに關し、「文明本節用集」には、次のような付訓がある。

(20) 不可勝イカレカシ 計ケイ (去声) (ア部、態雲門、七五九一)

どの程度の背景があつてのことかは未勘であるが、これは、後世的な、即字的な付訓であると思われる。それ以前に於いては、たとえば「色葉字類抄」にもみられるように、「計」字は、「はかる」よりも「かぞふ」との関係が、より緊密であつたようである(注6)。

二

前項に引いた古文書や古辞書の例からして、「あげてかぞふべからず」という語法と、その「不可勝(称)計」という表記法との固定性は、十分に認められてよく、また、既に認められてきたかのようでもある。

この語法の「出現」は中国にある。それが、日本の漢文訓読語を媒として、右に至ったと考えられる。

『文語解』（明和九年大典禪師自序）に、次のようにある。

勝アツク 張①不勝ニ其怒ニ逐殺ニ多僚ヲ臣不才不勝ニ其任ニ
以為ニ俘②齊人將立孝公不勝ニ四公子之徒ハ孫勝冠者在側雖ニ燕居ニ必冠冠石ソノ義ミルベシ魚鱉不レ可ニ勝食材木不レ可ニ勝用コレ多シテツクサレヌヲイフ
広韻ニ準也ト注ス（難字③は勺の中に亡、④左右に首と或）（巻五）（中村宗彦編『釈大典詩語解・文語解並に索引』一六九頁）

ここでは、「不勝」を別とすれば、「不可勝（食）」、「不可勝（用）」の例が『孟子』に指摘されている。

諸橋轍次博士の『大漢和辞典』によれば、「称」字（巻八・六〇四頁）の項に、「称計」の二字が熟語のようにして掲出され、次のような二例があがっている。

- ① 羌難得而称計。（王融、三月三日曲水詩序）
- ② 故米布之属、不可称计。（晋書、范甯伝）（「勝」字（巻二）の項に「勝計」の例なし）仏典にも、次のような例がある。
- ③ 諸の苦行を修（し）たまふをモチテハ、五通仙に勝（り）たること、百千万億那由多倍にして、称計ケイす可（から）ず「不」して（原文、不可称計）

（西大寺本金光明最勝王経、巻六、平安時代初期白息（注7）
④や⑤などは、第一項にみた古文書類の形と全同である。

しかし、中国に於いては、あるいは、正格漢文に於いては、「不可勝（称）計」がどれほど固定的であったか、疑わしい。必ずしも、

これに固定せず、また、これが専用されたわけではないようである。右の『孟子』の二例もそうだが、次のような例もある（⑥・⑦は築島裕博士の著書による）。（注8）

- ⑥ 不可勝ケテ紀下（文鏡秘府論北卷保延点、三八〇六）
- ⑦ 不可称ケテ説下（東大寺図書館蔵新修往生伝保元三年点）
- ⑧ 後に掲げる、「不可勝数」（群書治要、④の例）・（史記、④の例）、「胡可勝言」（大慈恩寺三藏法師伝、④の例）、「不可勝道」（史記、④の例）といった例もある。つまり、「不可勝（称）」の否定の対象は、必ずしも「計」に限定されず、いろいろの動詞があるのである。

従って、中国に於ける、もしくは正格漢文に於ける「不可勝（称）計」には、未だ固定的性格が薄かったとみられる。そのように熟合することもあるにはあるが、それ以外の熟合形もあるわけだから、それは「固定している」とはいいがたいのである。

但し、固定している部分は、なくはない。それは、副詞「勝（称）」と否定語「不」とが呼応するという点である。ときに、「難」（①の例）や「胡可」（④の例）と呼応することもあるが、これらはまれな例である。

これを受けて、日本の、漢文訓読の場にも、「アゲテ……ズ」という呼応が生まれ、かつ、固定的となっていた。築島博士は、右の⑧・⑦の例を掲げて、この呼応を「漢文訓読特有の語法」であると説かれた（注8文献）。

中国に於ける、もしくは、正格漢文に於ける、また、その訓読の場に於ける、このような情況に対して、日本の、古文書その他の和化漢文（変体漢文）、あるいは、和漢混淆文などでは、「食」・

「用」・「紀」・「説」・「言」・「道」・「数」などの動詞が否定の対象となることはない。原則的に、「不可勝（称）計」とある。措辞法として、これは、「固定している」といってよいであろう。

次に、用法の面にも問題がある。古文書に於ける、この固定的表現法は、多くの場合、情態・程度の著しく悪いことを、強調的に表現している。逐一の説明は省くが、既掲の(1)から(3)までのどれをとってみてもそうである。

似たような用法は、古文書のほかにも所見しなくはない。

(20) スヘテ世中ノアリニク^トワカミトスミカトノハカナクアタナルサマ、又カクノコトシ、イハムヤ所ニヨリ身ノホトニシタカヒツ^ト心ヲヤナマス事ハアケテ不可計、(方丈記、大福光寺本 一六九行)

*慶長三年故山田孝雄博士蔵本は、「勝計フヘカラス」とある
由である(注9)。

しかし、古文書以外の場合、(1)、単に、数量の多いことを意味し(原義)、(2)、むしろ、右とは逆に、情態・程度の良いことを表わす例が目立つ。即ち、悪い面の強調に偏ってはいないのである。

(1)の例

(21) 抑征夷將軍ノ任ハ、代々源平ノ輩功ニ依テ、其位ニ居スル例
不可勝計^一。

(大平記、卷第十三、足利殿東国下向專、岩波日本古典文学大系一・三七)

(22) 猿表種々芸・横笛内藤太之横笛、(中略)、白藤太之猿楽、如

此之輩不可勝計、

(内閣文庫本雲州消息、11才4)

(23) 「正法眼蔵、前掲(8)の例」

(24) 「正法眼蔵、前掲(9)の例」

(25) 一向専修倭漢之例不快事

右、(中略)、抑弥陀者娑婆有縁之如来、称名者彼仏甚重之本願也、何依専修称名之業、選招国土衰乱之殃哉、(中略)、諸

仏之中、何除弥陀乎、凡謗法之罪、受持之福、諸経誠證、不可勝計、

(延暦寺大衆解、貞応三・五・十七、鎌倉五・二七二)

(26) 山家^(歌)世之輩、古来其人多矣、銷名於朝市、晦跡於山藪、閑修

淨業、皆遂往生、伝記所載、不可勝計、而当世一向専修為駄也、

結党成群、闖城溢郭、槐門棘路、多販此教、

(同右、二七三)

右の内、(21)・(22)は同一の文書で、延暦寺大衆が、一向専修の非を掲げ、それを停止されるよう天皇の裁断を願い出たものである。対句を中心とした四六駢儷文で、仏典・漢籍をも援用した、非常に潤色ある文章である。他の古文書類とは、質的に相違するであろう。

(2)の例

(27) 一ノ宮殿ノ中ヲ見ルニ、衆宝莊嚴、不可称計ズ。

(今昔物語集、卷第一、語第十八、岩波日本古典文学大系一・九〇)

(28) 一人ノ長者有リ。其ノ家大キニ富テ財宝无量ニシテ不可称計ズ。

(同、卷第二、語第十七、同一・一一一)

(29) 一人ノ長者有ケリ、(中略)飲食・衣服・金銀等ノ珍宝、倉二

積ミ満タル事、不可稱計又。

(同)、卷第二、語第四一、同一・一九九)

(例) 可被尊師誦事、(中略)、師誦之貴、異朝如此、不次之恩、本朝又然、或駕牛馬出入帝宮、或誇官爵拜領就(爲カ)、困、自余之洪慈、不可勝計、

(例) 有見聞二者可レ合レ發レ向結レ構レ不レ可レ勝計二面白々々一
(藤原茂範啓狀、建長六カ、鎌遺十一・一〇)
(雜筆抄東京大学甲本、9ウ5-10オ2)

右の内、(例)は、博士家茂範の手になるものであるから、漢籍の影響があるとみられ、一般の古文書類と同列に扱うわけにはいかない。また、(例)は、「結構」までで一句、「不可勝計、面白々々」で一句をなすものようであるが、『慶長五年耶蘇会板倭漢朗詠集』に付載の「雜筆抄」では、「発向」までで一句、「結構」以下で一句をなしている。二本間では、従って、「結構」の意味が相異なるわけだが、いづれにしても(例)の例とみてよからう。

このように、「不可勝(稱)計」の用法について比較してみると、古文書に於いては、『悪い面』を取り上げ、それを強調的に表現しようとしていることがよくわかる。即ち、古文書に於けるその用法には偏向があるとみられるのである。

但し、古文書にも、(例)の例がなくはない。用例は少ないが、次のような例がある。この場合、いづれも「一の先例は教えきれないほど多い」という形となっている点に、注意される。

(例) 左辨官下 伊賀国

応檢注田数、任例以寺家封米、便補東大寺領玉瀧黒田両杓寄
人作田官物事

右、(中略)、彼両杓人等解状備、徒往古以来、耕作寺領負田、以件所当官物、便補彼封米、杓人等立用公食、御寺修理料材木所取進、其来尚矣、而去年作田地子米、杓人等公食用途已畢之処、俄号造興福寺料、背先例押留之条、未知其理、杓人等之大愁莫過於斯、何物立用功力、可取進彼大小材木等哉、所可等謹案旧貫、伊賀守資良朝臣・康基朝臣雖造興福寺、於寺家御御封米敢無他妨、皆便補負田官物、自余之例、不可勝計、是則為困荷無費損、為寺家、便益、

(官宣旨案、永長二・四・三、平安遺文四・一三三七)

(例) 春日御供預散位藤原能季重解申進殿下政所裁事

請被殊任解状旨、補任当社御領辰市五箇条惣追捕使職事、右、得社司等去三月廿八日重陳状備、以新儀望申無先例惣追捕使職之条、不当事也、而先就此状辨申、如此之職以新儀望申被補任、古今之例、不可勝計、故何者、被始置正預補執行惣刀祢等職、臨時者皆是非新儀哉、而至此職許、何強可令訴申新儀不当之由哉、

(散位藤原能季申文、寿永二・四・十一、平安遺文八・三〇九一)

(例) 一 女人養子事

右、如法意者、雖不許之、大將家御時以来至于当世、無其子之女人等、讓与所領於養子事、不易之法、不可勝計、加之、都鄙之例、先蹤惟多、評議之処、尤足信用歟、

(関東御成敗式目、第二十三条、貞永元・七・十、鎌遺六・三七八)

(例) 于茲、□宮崎宮既雖無先例、被寄豊後国、或被寄筑前国、香椎

宮同被寄豊後、千栗宮又被寄肥後国之、而^{虫次}当被造管也、此外被寄彼国^{造管之}神社、自他之例、不可勝計、皆之守先例、依時宜者也、

(薩摩新田八幡宮所司等重解、文永五・十一、鎌遣十三・四四〇)

右の内、(四)は、子のない女が養子をとって、それに所領を譲り与えることは、かつて実際に行なわれ、幕府もそれを代々続くべき先例だとしてきた、この例は数えきれない、というものである。「不易法」は、「ここでは単に頼朝以来の先例を強調した語であろう」(笠松宏至氏)とされる。(注10)

(四)の例については、未だ管見に入らない。

(四)の例、(四)の例は、より広く探せば見出せるかもしれない。しかし、それにしても、古文書に於ける用法の偏向につき、その大勢はかわらないであろう。

三

「不可勝(称)計」という語法に関連して、左記に触れておく。

(四) 至今度者、云無道云苛法、不足称計、

(興福寺陳狀、建久九・十一・一、鎌遣二・三二二)

右は、「不足^チニ^レ」と「不可称計」との合成になるものであるうか。あまり見ない形である。平家物語の、「大織冠^{たいしよわん}・淡海公^{たんかいこう}の御事^{ごじ}はあげて申^{まをす}に及^{およ}ず」(巻一、殿下乗合、日本文学大系上、一一九頁)も、「不^レ及^レ申^レ」との交渉が考えられる。

古文書以外では、次のような例が見える。

(四) 八郎真人者。商人主領也。(中略)交易之物。売買之種。不可^レ三

称^チ数^ス。

(新猿楽記、群書類従、第六輯、一〇〇一(下三))

弘安三年写本にも、「不可^チ三称^ス数^ス」(二九〇)となっている由である(注11)。

この例は、和語「かぞふ」が媒となつて、その表記が「計」から「数」に転じたものかとも考えられるが、おそらくは、次のような、中国に於ける本来の措辞の流れを受けたものとみるのが妥当であろう。

(四) 桀^{アケ}紂^ケ之^カ禁^カ不可^チ勝^ス数^ス

(金沢文庫本群書治要古点 卷二十一) (注12)

(四) 自^チ是^レ之^レ後^ニ。匈奴^チ絶^レ和^レ親^ス。攻^ム当^レ路^ニ塞^ル。(割注略)往往^{リスル}入^リ盜^ス於^テ漠^ニ迎^ル。不^レ可^チ勝^ス数^ス。

(史記、卷一一〇、匈奴列伝、二〇オ) (注13)

後者は、江戸期の刊本でこのようになっていようだが、「勝」を副詞によむことは可能であろう。

「新猿楽記」には、別に「敢^レ不^レ可^チ勝^ス計^ス也」(同右、九九一下14)という例もある。

(四) 金鳥^{コウ}翅^シ一^ニ早^ク。玉^{タマ}一^ニ寛^ク蹄^ヒ一^ニ輕^ク。年^{トシ}一^ニ交^フ一^ニ節^ノ改^メ。面^{オモ}一^ニ談^シ既^ニ久^ク。抑^シ余^ヲ。廻^ルニ^レ恩^ニ慮^ス。身^ミ居^ルニ^レ内^ニ一^ニ官^ニ。心^{ココロ}兼^ニ外^ニ一^ニ困^ニ。例^レ前^ニ蹤^ヲ有^ルカス。不^レ可^チ違^スニ^レ勝^ス計^ス。

(和泉往来、正月往状、四一五行) (注14)

(四) 一船^{ヒツボネ}一^ニ既^ニ一^ニ物^ヲ。不^レ下^ル奈^ク中^ニ金^ヲ。无^ク暇^ニ一^ニ称^ス計^ス。

(同右、四月往状、九七―九八行) (同)

「和泉往来」には、「件^{ツキ}会^ヒ執^シ事^ノ一^ニ要^ス之^レ物^ヲ、不^レ可^チ勝^ス計^ス」(同右、十月往状、二〇二行)という例があるが、右のような特異な語

法も所見する。「和泉往来」は、対句表現や雅語が多く、「これら中国の書儀のいづれか(多分『錦帯書十二月啓』)を見て、実際にやりとりされた書状を根幹に」しているとされる(注15)。右の例は、こうした性格と関係するのかもしれない。

『節用集』の文明本に、次のような例がある。

(48) △不(平声、朱)レ可_三勝(平声、朱)言(平声、朱)一

(文明本節用集、ア部、熊雲門、七五八・8)

この用例は、次の(49)・(4)のような、漢文本来の措辞法そのものである。

(49) 凡ソ、紕_{マカ}ヒ_カヲ_カシテ_カル所、〔可〕胡_コソ_ソ〔イ、何也、カツテ〕勝_ケテ

テ言(フ)可ケムヤ、(原文、凡所紕紊胡可勝言)

(興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝、巻第八、承徳三年点、二六二行)(注16)

(50) 孝王。寶太后少子也。愛_ス之。賞賜不_レ可_レ勝_ユ道。

(史記、巻五八、梁孝王世家、ニウ)(注17)

(4)の「勝」も(49)と同じく、副詞としてよむことはできる。『日本国語大辞典』(第一巻)は、そのように扱っている。

ところで、『同大辞典』では、「しょうけい」「勝計・称計」の語について、

一つ一つあげて数えること。とりたてて数えること。多く「勝計すべからず」の形で、数えきれない意に用いる。

との解説をなし、『明衡往来』・『正法眼蔵』・『東寺百合文書』・滑稽本『古今百馬鹿』から四例の例文を引いている。

四例の内の三例は「勝(称)計すべからず」という形であって、まさに、右の解説どおりのものである。しかし、残りの一例は、次

の如くであり、どうみても、右の解説とは関わりのないものである。

(51) 施入 淨住寺光明院

合水田式段 在山城國丹波郡

右子細者、後宇多院去正和二年以拜師庄 元民部者 勅施 入院 東寺、

被定置伝法会并西院供僧祈所、而当庄領多以失墜、甲乙所々令

領知之間、隨有支證、學衆方致興行之沙汰(割注略)、今此水

田依為其内、令勅落之処、光明院歎訴曰、木覺上人文永年中為

法界衆生頓證菩提、於当院、始置不断光明真言勤、檀越等致隨

喜志、令寄附祈所、当田為專一、寺家被勅落者、此勤忽可斷絶、

擬于善根可有免除 云々 妄學頭學衆評判云、此地寺領之理致必然、

一代學侶難避渡他所歟、然而彼院法事廢絶、又非不歎、所詮、

当寺學頭學衆歸寂之時、為光明院之沙汰、致擅葬之礼、収遺骨

於道場、永訪後之菩提者、此地可避彼院、是不絶法事、不離

寺領之勝計也 云々 于茲、院僧祝而令承諾、此儀未來際曾不可違越

此旨 云々 然則永代以此水田施入彼院了、但法行若退転、約諾令違

變者、任道理、当寺早可令進止、仍為後日龜鏡所状如件、

(淨住寺光明院料田寄進状案、康永二・三・七、大日本古文書、東寺文書二・八三九)

この「勝計」は、「すぐれたはからい」とか、「ぬきんでた方策」「まさった処置」とかの意味となる。「不可勝計」とは、一線を画すなり、別に立項するなりとするのが妥当である。左記は、右の類例である。

(52) 以前案々_{云々}拝磨勤之 勅書、謹献附法之文契、雖一事一言、非

為身為私、偏是令法久住之勝計、國家鎮護之嘉猷也、

(権僧正憲淳附法状案、徳治三・四・廿六、大日本古文書、醍

醐寺文書一・三二九)

憲淳の、この文章は「後宇多法皇・権僧正憲淳法流相承文書案」

(同、醍醐寺文書一・三一四、また、一・三二四)にも収められて
いる。

(註) 今朝之勝遊者、希代之佳會也。(中略)。只馳^ヲ惠^ヲ於千里之外、

予養^ニ性^ヲ於一室之中。纏^ニ以^テ狐貉之根。携^ニ以^テ琴棋之興。

对^テ紅爐^ニ而妨^レ寒、眠^ニ白屋^ニ而送^レ日。是則扶老之秘方、延算之
勝計也。

(垂髮往来十一月返状) (注18)

四

以上、古文書に於ける「不可勝(称)計」について検討してきた。

古文書に於けるこの語法は、良い面よりも悪い面を強調しがちだ
という点で、偏った用法にあるとみられる。

ところで、同様に、和化漢文によって綴られた日記類につき、若
干の調査を試みたが、当該の語法は、容易に見出せないようである。
皆無ではないかもしれないが、数量の上では、古文書に於けるとこ
ろの比ではないといつてよい。

この情況は、古文書と日記類との、本質的性格の相違に密接に関
係している。即ち、古文書は、多くの場合、他者を説得したり他
者に命令したりするのが、その使命である。常に、差し出す相手が
いて、その相手に対する心情なり意志なりが綴られる。これに対し
て、日記類は、どうしても淡泊な、あるいは純粹な記録的文章で終
始しがちであつて、他者に訴え、他者を動かそうとする、いわば、

対外的、相対的性格はない。

二者の間には、このような性格の相違がある。当該の語法の要
不要(存・否)は、こうした本質的性格の相違に根ざしているよう
である。

当該の語法については、単に「(数が多くて)数えきれない」と
いうだけでなく、それによって生ずる事態の善悪・好悪の価値・判
断をこめて用いることが多い。

このような語法の性格自体、まさしく古文書の性格と即応しやす
いものである。然して、古文書では、多く、その悪い面を強調する
用法を利用したというわけであるが、悪い面に偏つたことについて
は、当該語法そのものの責任ではない、当時の(古)文書の内容や成
り立ちに問題があるように考えられる。

古文書の語彙・語法については、不明瞭な点が少なくない。

歴史学との提携のまずさも、その一因となつていよう。しかし、
主たる原因は、古文書類を直接の考察対象とすることが少なかった
ことであろう。

本稿は、実は、そうした反省のもとに、古文書類の語彙・語法に
つき、考察を重ねていこうとするものの一である。

注

1 阿部猛『尾張国解文の研究』(六五頁他)では、以下四例とも

「勝^ちて計^はるべからず」と訓読されている。

2 『武家家法』、『中世法制史料集 第三卷』、二四頁。

3 『室町幕府法』、『中世法制史料集 第二卷』、四頁。

- 4 乾坤院本は永享二年（一四三〇）、正法寺本は永正九年（一五一一）の書写になる。
- 5 寺田透頭注「正法眼蔵」、『日本思想大系 道元 下』、一一三・一九四頁。
- 6 「かぞふ」の訓をもつ十二ケ字の内、「計」字は初掲字である（前田本巻上、カ部辞字、一〇三〇一）。同字は、「量ハカル」（同、ハ部、二五〇四）を初掲字とする一語群にも所見するが、これは人事部であり、また、その第八字目に位置している。
- 7 春日政治『西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究 本文篇』、一〇九頁一五行。
- 8 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』、八六頁。
- 9 青木伶子『広本略本方丈記総索引』、一二四頁。
- 10 「御成敗式目」、『日本思想大系 中世政治社会思想 上』、二二頁頭注。
- 11 酒井憲二「新猿蓑記の語彙——付、語彙索引——」、『山梨県立女子短期大学紀要』。第八号、昭和四九年度。
- 12 石川謙『日本教科書大系 第二巻 古往来(一)』所収、小林芳規博士による「和泉往来」の翻刻・注。六二〇頁。
- 13 古典研究会発行『和刻本正史 史記(二)』、汲古書院、九九一頁。
なお、「勝」^{カシユ}とは、「勝」^{カマ}がハ行転呼の影響を受け（タヘ↓タエなど）、かつ、ヤ行への誤推を生じたものらしい。
- 14 注12文献（翻刻）、二二〇頁。二二五頁。
- 15 植垣節也「高野山西南院蔵『和泉往来』の原作者をめぐって」、『訓点語と訓点資料』、第二四輯。
- 16 築島裕『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究 文篇』、二八〇頁。
- 17 注13文献、六八〇頁。
- 18 石川謙『日本教科書大系 第二巻 古往来(一)』、二五二頁。
——弘前大学講師——